右の者に対する詐欺被告事件について、差出人 A から押収物仮還付の請求があつたので、当裁判所は検察官及び弁護人の意見を聴いた上、次のとおり決定する。

別紙目録記載の物件を、尾道市a町b丁目Aに仮に還付する。

昭和二九年一〇月二〇日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	栗	Щ		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯一	郎